

愛知中央 SR 経営労務センター
社会保険労務士会員 様

愛知中央 SR 経営労務センター
会 長 田 中 洋

年度更新期間延長及び納付猶予の取扱いについて

1 労働保険の年度更新期間の延長に伴う取扱い

労働保険徴収法に基づき「申告書の提出又は納付は、6月1日から40日以内に行わなければならない」となっているところではありますが新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月1日から8月31日に延長することが告示されました。

このため、例年7月10日までに愛知労働局へ申告・納付しているところではありますが納入通知日と口座振替日の取扱いを以下のとおりとします。

納入通知日 6月 1日 → **6月15日**へ

第1期口座振替日 6月29日 → **7月27日**へ

なお、令和2年度第2期分及び第3期分の「納入通知日」、「口座振替日」については、変更ありませんのでご承知ください。

2 労働保険料等の納付猶予の特例について

愛知労働局からの通知（5月下旬に通知予定と聞いています。）に基づき、具体的な取り扱いをお願いすることとなります。

現状、公開されている「労働保険料等の特例猶予制度FAQ」（厚生労働省労働保険徴収課）問28の回答で「申請手続きは、事務処理を委託している労働保険事務組合を通じて行うこと」となっています。

このため、上記の通知を踏まえてご連絡いたしますのでよろしくお願いたします。